

建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件

建設工事の請負に係る競争入札の参加者要件について、下記の通りとする。

- 1 建設工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事及び水道施設工事）の請負に係る指名競争入札の参加者の要件は、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされたものであることとする。

建設工事の種類	工 事 の 金 額	等 級
土木一式工事 (下水道工事を除く) 舗装工事	50,000千円以上	A
	15,000千円以上～50,000千円未満	A B
	5,000千円以上～15,000千円未満	B C
	5,000千円未満	C D
土木一式工事のうち 下水道工事	50,000千円以上	A
	15,000千円以上～50,000千円未満	A B
	5,000千円以上～15,000千円未満	A B
	5,000千円未満	B
建築一式工事	50,000千円以上	A
	30,000千円以上～50,000千円未満	A B
	15,000千円以上～30,000千円未満	B C
	5,000千円以上～15,000千円未満	C D
	5,000千円未満	D
電気工事 管工事 造園工事 水道施設工事	10,000千円以上	A
	3,000千円以上～10,000千円未満	A B
	3,000千円未満	B C

- 2 建設工事に要する工法の特殊性、建設工事の完了の緊急性その他の事情により前項の規定によりがたい場合で特に必要があると認められるときは、同項に規定する参加要件の他、次の表の左欄に掲げる建設工事の種類ごとに同表の中欄に掲げる工事の金額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる等級に格付けされた者であることを参加要件とする。

建設工事の種類	工 事 の 金 額	等 級
土 木 一 式 工 事 (下 水 道 工 事 を 除 く) 舗 装 工 事	50,000 千円以上	B
	15,000 千円以上～50,000 千円未満	C
	5,000 千円以上～15,000 千円未満	A D
	5,000 千円未満	B
土 木 一 式 工 事 の う ち 下 水 道 工 事	50,000 千円以上	B
	15,000 千円以上～50,000 千円未満	A B
	5,000 千円以上～15,000 千円未満	A B
	5,000 千円未満	A
建 築 一 式 工 事	50,000 千円以上	B
	30,000 千円以上～50,000 千円未満	C
	15,000 千円以上～30,000 千円未満	A D
	5,000 千円以上～15,000 千円未満	B
	5,000 千円未満	C
電 気 工 事 管 工 事 造 園 工 事 水 道 施 設 工 事	10,000 千円以上	B
	3,000 千円以上～10,000 千円未満	C
	3,000 千円未満	A

- 3 前2項に規定する等級の格付けは、建設工事入札参加資格審査基準に基づく。
- 4 この要件に定めのない事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。